誓約書

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）に設置した太陽光発電システムについて、次のことを誓約します。

＜誓約事項＞

・発電した電力の５０％以上を設置した施設で自家消費すること。

・自家消費率５０％以上を確認することができるための計測機器を設置し、市からエネルギー使用量等の報告を求められた場合は、調査に応じること。

・国の固定価格買取制度（ＦＩＴ制度）及び市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付する制度（ＦＩＰ制度）を利用しないこと。

　　　　　年　　　月　　　日

住所

法人名称

代表者氏名

※太陽光発電システムの設置方法が第三者所有（リース契約又はＰＰＡ契約）の場合、上記の住所・法人名称・代表者氏名はリース事業者又はＰＰＡ事業者の情報を記載する。